

別記ニ 要 求 書

- 一、工場閉鎖解雇即時取消ノ事
- 二、退職手当即時制定実施ノ事
- 三、残業一時内ニ對シ一步五厘ヲ支給スル事
- 四、賞與今年二回又給スル事
- 五、倉庫部ヲ從前通りスル事
- 六、労働組合ヲ公認スル事
- 七、乘込中費用且給全部ヲ支給セズ
- 八、右従業員大會於テ決議ス

昭和五年八月十八日

東京市實業井政者外田上名

5. 9. 8 |
1658

勞務第三〇三五号

昭和五年九月五日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙 藏 殿
社會局長 官吉 田 茂 殿

櫻井製紙工場労働争議ニ關スル件(第三報)

要旨 (労働争議ニシテ且最初ノ主張ヲ固執シ救度ニ會見交渉
不調ニ終リ)

標記工場労働争議前報後ノ状況左記ノ通り

記